



佐賀県公報

平成19年
1月23日
(火曜日)
号外第2号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

二 請求の要旨

○条例の制定請求代表者の住所及び氏名並びに請求の要旨
(三三三・環境課)一

目 次

告 示

●佐賀県告示第三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項の規定による条例の制定の請求を平成十九年一月二十二日に受理したので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第九十八条第一項の規定により、請求代表者の住所及び氏名並びに請求の要旨を次のとおり告示する。

平成十九年一月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 請求代表者の住所及び氏名

鹿島市大字高津原三九三一三 藤 雅仁

佐賀市大和町大字尼寺七九五番地一 満岡 聰

唐津市呼子町呼子二一六三番地二 吉森 康隆

神埼市神埼五〇四番地 清流 裕子

小城市芦刈町芦溝一四番地二三 古川 敦子

神埼市神埼町姉川一六七九番地四 中村 京子

鹿島市大字高津原三七〇二番地四 古賀 竜介

佐賀市吳服元町九一二一 鹿児島 ひとみ

神埼市神埼町本堀一四二六番地 汐待 和子

唐津市養母田鬼塚三一一三 村山 俊子

佐賀市大和町大字久池井二三八四番地五 伊藤 昇

西松浦郡有田町戸矢乙一八五一番地一〇 白濱 美保子
鳥栖市曾根崎町一〇四七番地二〇 川頭 一義
唐津市西唐津二丁目六二二三一一〇 村崎アパート一〇三号

尾原 美智子

二千六年三月二十六日、古川知事は、九州電力玄海原子力発電所三号機での「プルサーマル計画」について「県民の理解は得られた」として事前了解しました。しかしプルサーマル計画については全国的にも賛否両論があり、安全性や、経済性などの点から多くの疑問の声が上がっています。

県知事は県民の意見をよく聞き、代表する立場にあります。それにもかかわらず、県民の疑問に対しても充分な情報が提供されることなく、また、県民の合意形成がないままに、プルサーマル計画は強行されようとしています。 ブルサーマル計画が実施されるか否かは、私たちと未来の子どもたちの「いのちとくらし」に大きくかかわってきます。したがつて、この問題を最終的に決定するのは、私たち自身でなければなりません。

私たちは、住民の権利として保障された直接請求という手段を生かし、県民一人ひとりがブルサーマル計画についての賛否の意思表示をするために、地方自治法第七十四条の規定に基づき、「玄海原子力発電所におけるブルサーマル計画受け入れの賛否に関する県民投票条例」の制定を求めます。

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年一月二十三日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷